

広島県告示第三百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成七年広島県告示第千二十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・三二六号吉島観音線

三 事業施行期間

平成七年十月五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成七年広島県告示第千二十九号、平成十四年広島県告示第百五十二号及び平成十八年広島県告示第百九十五号の事業地のうち、広島県広島市中区西川口町及び西区南観音一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成七年広島県告示第千二十九号、平成十四年広島県告示第百五十二号及び平成十八年広島県告示第百九十五号の事業地のうち、広島県広島市中区西川口町及び西区南観音一丁目地内において事業地を加える。